

報第9号

放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成29年下呂市条例第22号）第16条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月2日提出

下呂市長 服部 秀洋

別紙

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	人数(人)	件数(件)	金額(円)	放棄年月日
水道料金 (上下水道課)	第1号	85	1,109	2,916,085	平成31年1月24日
	第1号	6	96	198,251	平成31年3月27日
	第3号	6	108	198,097	
	第4号	8	34	99,710	
	第5号	1	12	35,940	
	計	106	1,359	3,448,083	
ごみ処理手数料 (環境施設課)	第4号	1	2	11,062	平成31年3月27日
合計		107	1,361	3,459,145	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第16条第1項

- 第1号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第3号 相続人不存在又は相続放棄
- 第4号 破産免責等
- 第5号 強制執行後の無資力
- 第6号 徴収停止後の期間経過
- 第7号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第8号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない